

第7回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 月 2 6 日 開会

令和 3 年 1 月 2 6 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和3年1月26日 第7回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時30分

1 出席委員

1番	広瀬雅彦	2番	松村竜幸	3番	山本盛
4番	伊藤光一	5番	小野木淳	6番	石塚健一
7番	福田和己	8番	大坂有	9番	山村幹次
10番	高木政志	11番	木南和徳	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主事 河上彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 報告第1号 令和2年浦幌町農地賃借料情報の提供について
- 日程第 5 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 6 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

4 議事内容 午後2時00分 開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。これより総会に入っておりますが、総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、議事進行につきましては小川会長にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号1番広瀬委員、2番松村委員を指名いたしますのでよろしくお願いをいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません。」の声あり)

●日程第4 報告第1号 令和2年浦幌町農地賃借料情報の提供について

○小川議長 日程第4、報告第1号「令和2年浦幌町農地賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○坂下事務局長 議案書2ページをご覧ください。報告第1号。令和2年浦幌町農地賃借料情報の提供について。農地法第52条の規定に基づき、令和2年浦幌町内の農地賃借料情報の提供について報告する。令和3年1月26日提出。浦幌町農業委員会会長。記。1、浦幌町内の農地賃借料情報、別紙による。

議案書3ページをご覧ください。令和2年1月1日から12月31日までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、次のようになっております。賃借料水

準は地区別に表のとおりとなっております。金額は100円未満を四捨五入し、100円単位で表示しています。また、参考までに皆さまのお手元に配付しています別表賃借料には、昨年の金額等を下段括弧書きとし、比較できるようにしておりますのでご参照願います。なお、令和2年おきましては、上浦幌地区での草地の賃貸借に関する締結はありませんでした。また、このことにつきましては、今後発行予定の広報うらほろ及び浦幌町のホームページに掲載して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません。」の声あり)

○小川議長 質疑が無いようですので、報告のとおりといたします。

●日程第5 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 次に日程第5、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和3年1月26日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の1件でございます。

土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、円山に住所を有する方。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、12月18日に石森委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は雑種地でありました。

議案書5ページに願出地の位置図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の石森委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、昨年12月18日に現地を確認したところ、雑草等が生い茂り永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません。」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第6 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 日程第6、議案第2号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書6ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和3年1月26日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の5件であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、貴老路に住所を有する法人。賃借人は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、令和元年10月31日に賃貸借されましたが、令和2年12月16日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書8ページをご覧ください。賃貸人は、貴老路に住所を有する法人。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成30年10月1日に賃貸借されましたが、令和2年12月16日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書9ページをご覧ください。賃貸人は、朝日に住所を有する方。賃借人は、統太に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、令和元年12月1日に賃貸借されましたが、令和2年12月23日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営継承するための解約であります。

議案書10ページをご覧ください。賃貸人は、統太に住所を有する方から委任を受けた農地利用集積円滑化団体浦幌町。賃借人は、統太に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成30年5月1日に賃貸借されましたが、令和2年12月23日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営継承するための解約であります。

議案書11ページをご覧ください。賃貸人は、帯広市に住所を有する方。賃借人は、統太に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成27年5月1日に賃貸借されましたが、令和2年12月23日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営継承するための解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

○小川議長 それでは、議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第7、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、贈与1件の所有権移転案件と賃貸借4件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議をいたします。初めに番号29番の所有権移転案件について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書12ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和3年1月26日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の贈与案件1件、賃貸借案件4件でございます。

番号29番。譲渡人は、万年に住所を有する方。譲受人は、万年に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、21筆合わせまして140,734.63平方メートルです。契約の種類は、贈与。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、後継者の息子に農地を譲渡するため。譲受人は、譲渡人の父から農地を譲受けるためであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書15ページから18ページに、3条番号29の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明に関連して、地区担当委員の山村委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 番号29番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、父親から農地を譲り受ける内容であり、1月20日現地を確認しましたところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

(「ありません。」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号番号29番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号番号29番は原案のとおり決定をいたしました。

次に、番号30番から33番の利用権設定案件について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書13ページをご覧ください。番号30番。貸主は、統太に住所を有する方。借主は、南町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、23筆合わせまして422,430平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年1月27日から令和13年11月30日までの

10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営移譲のため。借主は、経営承継のためであります。

番号31番。貸主は、朝日に住所を有する方。借主は、南町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、3筆合わせまして18,667平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年1月27日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地の有効利用のため。借主は、経営規模の拡大のためであります。

議案書14ページをご覧ください。番号32番。貸主は、統太に住所を有する方。借主は、南町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は2筆合わせまして35,491平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年1月27日から令和6年11月30日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地の有効利用のため。借主は、経営規模の拡大のためであります。

番号33番。貸主は、帯広市に住所を有する方。借主は、南町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、3筆合わせまして114,212平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年1月27日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地の有効利用のため。借主は、経営規模の拡大のためであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書19ページから26ページに、3条番号30から33の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号30番から33番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営承継及び経営規模の拡大のため農地を借り受ける内容であり、1月18日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 はい、ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません。」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号番号30番から33番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号番号30番から33番は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは、以上をもちまして第7回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時30分 閉会